

私たちは、身寄りのない方や身近にサポートしてくれる方がいない『おひとりさま高齢者』の皆さまに寄り添い、身元保証から死後事務までご家族に代わってサポートいたします。
『おひとりさま高齢者』の皆さまが安心して老後を過ごしていただけるよう、福祉・医療・介護に精通したスタッフが心を込めて対応いたします。

プランの種類

※価格は全て税込み

おひとりさまプラン

入院・施設入居時だけ
身元保証が必要な方に

① 身元保証
初期費用 **33** 万円

おひとりさま**完璧**プラン

死後事務サービスもあわせて
完璧に備えておきたい という方に

① 身元保証
初期費用 **33** 万円 + ② 死後事務サービス
初期費用 **110** 万円～

① 身元保証

- 病院入院時・高齢者施設入居時の身元保証人対応
- 身元引受け（各種手続き）
- 連帯保証
- 緊急連絡先対応
- 訪問サービス3回 ※1

緊急時・入退院時・施設入居時対応など



訪問サービス
3回まで無料！

② 死後事務 サービス

- 各種申請・届出・連絡
- 火 葬
- 納 骨 ※2
- ご葬儀 ※3
- 医療費・公共料金清算
- 家財処分 ※4
- 遺品整理
- 病床整理
- 当社報酬(事務手数料)

- おみおくり（お化粧・お花入れなど）
- 副葬品（思い出の品や大切にされていたお洋服などを一緒に棺にお納めします）

お支払いは一括払い方式（預託金扱い）



お預かりした資産(預託金)は当社資産と分けて
信託会社にて分離管理しているので安心！

※ご本人様の状況によってはご逝去後遺産からの清算も可

※認知症等、ご自身で判断する事ができない方は利用できません。

※1：契約時に付帯している3回分の訪問サービスの1回分は実働2時間（移動時間除く・交通費含む）とし、ご利用は土・日・祝日を除く9：00～18：00となります。4回目以降の訪問サービスは一律22,000円/1回（移動時間除く・実働2時間・交通費含む）の利用料がかかります。ご利用は土・日・祝日を除く9：00～18：00となります。実働2時間を超過した場合は、30分毎に2,750円の追加利用料がかかります。土・日・祝日及び9：00～18：00の範囲外の訪問サービスは、一律33,000円/1回（移動時間除く・実働2時間・交通費含む）の利用料がかかります。実働2時間を超過した場合は30分毎に5,500円の追加利用料がかかります。夜間や緊急時などで、公共交通機関外の移動手段（タクシーなど）を利用せざるを得ない場合、その実費を清算させていただきます。

※2：お墓がない方や散骨等をご希望の方は別途費用がかかります。

※3：ご葬儀は直葬火葬式を最低金額の基準とします。（三回忌や永代供養などは別途ご相談となります）

※4：ご自宅の家財処分は家屋面積（延べ床面積）100㎡未満を最低金額の基準とします。

ほかにはない



心を込めた温かな
おみおくりです

死後対応や資産承継などで自身の想いを叶えるためには**遺言の作成**が必要です。保管が確実で、偽造や紛失の心配もない公正証書による遺言作成がおすすめです。



遺言作成 サポート

■ 公正証書遺言

参考費用 30～50万円(税込)

- 公証人がご本人の意思をしっかりと確認して正確に作成しますので争いごことが起こりにくく安心です。

入院・施設入居時や身体上の不調などでご自身の**財産管理**ができなくなった場合に公共料金や医療費の支払いなど、日常の事務処理や財産の管理を代理で行います。



財産管理 サポート

■ 財産管理委任契約

月額 16,500円(税込)

<サポート 一例>

- 通帳・キャッシュカードの管理
- 各種支払い代行 ほか

低価格

他社と比べて
費用が安い

選べる

状況に合わせて
サービスを選択

安心

介護従事経験者
など多数在籍

無料相談

高齢者問題に精通
した専門家が対応

■ ご利用までの流れ



■ 緊急時の対応例



■ 身元保証委託契約

【費用の支払い方法】

- ・初回手数料は原則口座引き落としによりお支払い頂きます。
- ・訪問サポート利用料等の月々の費用は、月末締め翌月27日にご指定の銀行口座からの口座引き落としにてお支払いいただきます。

【サービスの履行状況を確認する方法】

- ・当社は、提供したサービスの時期、内容、費用の内訳を記録したサービス実績記録を作成・保存します。
- ・お客様の求めに応じて、または少なくとも月1回、その内容をご報告いたします。

【契約の解除と清算】

- ・契約の解除はいつでも可能です。
- ・利用料の口座引き落としが2か月連続してできない場合や、信頼関係が破たんした場合等は、当社から契約を解除することがあります。
- ・解約時は、受領した契約金や生活サポート費等の利用料は返金されません。

【中途解約した場合の利用料等の返還】

- ・中途解約が生じた際、信託口座で管理している預託金については、途中終了時の帰属権利者（残余財産受益者）を利用者本人に設定しており、すでに利用した費用を除いた全額を本人に返還されます
尚、居宅金解除による手数料は当社負担とします。
- ・「月額基本料金等」については解約月の翌月以降分を返金します。

■ 死後事務委託契約

【費用の支払いと管理方法】

- ・死後事務にかかる費用は、原則口座引き落としによりお支払い頂きます。但し、ご希望により遺産による清算も状況に応じ対応致します。
- ・死後事務委任契約に伴う費用は預り金（預託金）となりますが、この預り金は信託会社に信託して管理いたします。
- ・信託管理に伴う費用負担はありません。

【契約の解除と清算】

- ・契約の解除はいつでも可能です。
- ・契約が解除となった場合の預り金については、実際に使用されている費用を控除し、残額を返還します。

【費用の清算】

- ・死後事務手続きの履行後、預り金に残額が生じた場合は、相続人に返金します。

■ 共通事項

【寄付や遺贈に関する取扱方針】

- ・当社は利用者からの死因贈与契約や、寄付、および遺贈については理由を問わず一切受け付けません。

【個人情報の取扱方針と管理体制】

- ・当社は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、お客様の個人情報を適正かつ厳重に管理いたします。なお、個人情報の取り扱いに関する詳細につきましては、当社のホームページにて公開しております。

【相談窓口の連絡先】

- ・お客様相談窓口: 電話 03-3410-3888 / FAX 03-3410-5888